

国際協力 NGO NESTEP 団体規約

第1章	総則
第2章	会員
第3章	役員
第4章	会議
第5章	事務局
第6章	会計
第7章	規約の変更、解散および合併
第8章	雑則

第1章 総則

第1条（名称）

当団体は、「国際協力 NGO NESTEP」（以下、NESTEP）と称する。

第2条（所在地）

当団体は、主たる所在地を 長崎県長崎市 に置く。

第3条（目的）

当団体の活動は「国際協力に携わる人材の育成」と「地球市民の育成」を通して、生きとし生けるすべての生命が共に生きる平和な社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条（活動・事業の種類）

当団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人材育成
- (2) 平和教育
- (3) 国際交流
- (4) ネットワーク・コミュニティ推進
- (5) 調査・研究
- (6) 緊急支援
- (7) その他、目的の達成のために必要な事業

第2章 会員

第5条（会員の目的）

会員は当団体の理念に賛同し、円滑な運営に寄与することを目的とする。

第6条（会員の種類）

当団体の会員は次の2種類とする。

- (1) 団体正会員 当団体の理念に賛同し入会した法人及び団体
- (2) 個人正会員 当団体の理念に賛同し入会した個人

第7条（議決権）

会員は当団体の運営委員会における議決権を持つ。

第8条（入会）

会員として入会しようとする者は、当団体が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

第9条（会費と納入）

第1項 会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 団体 正会員 年額 1口 5,000円
- (2) 個人 正会員 年額 1口 2,000円

第2項 会費は指定された期日までに、当団体の指定する方法で納入しなければならない。

第10条（会員情報の変更）

会員は、氏名、住所、その他登録している内容に変更が生じた場合には、速やかに変更を事務局に届けなければならない。

第11条（会員資格の更新）

会員は、1年ごとに更新のため継続か退会の意思を事務局に届けなければならない。

第12条（会員資格の喪失）

会員が次の号の一つに該当するに当たったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき
- (2) 本人が死亡、または会員である法人または団体が消滅したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第13条（退会）

会員は、当団体が別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

第14条（除名）

会員は本規約第15条の一つに該当するに当たったときは、役員会の議決によりこれを除名することができる。その場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第15条（禁止事項）

正会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など当団体へ虚偽の申請を行う行為

- (2) 当団体の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- (3) 他のゼミ生、もしくは当団体の権利を侵害、またはそのおそれのある行為
- (4) 当団体または第三者に迷惑もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 当団体の運営を妨害する行為、信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (6) その他、当団体が不適切と判断する行為

第3章 役員

第16条（種別）

当団体に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) アドバイザー 3名
- (3) 監事 1名

第17条（選任等）

第1項 アドバイザー及び監事は、運営委員会において選任する。

第2項 監事は、アドバイザーを兼ねることができない。

第18条（職務）

第1項 代表は、当団体を代表し、その業務を総理する。

第2項 アドバイザーは代表を補佐し、当団体の運営に助言等を行う。

第3項 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 代表及び事務局の業務執行の状況を監査すること
- (2) 当団体の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、当団体の業務または財産に関する不正行為または法令もしくは規約に違反する事実があることを発見した場合には、これを役員会に報告すること
- (4) 前3号の報告をするため必要がある場合には、運営委員会を招集すること
- (5) 代表及び事務局の業務執行の状況または当団体の財産の状況について、代表に意見を述べ、もしくは定例会の招集を請求すること

第19条（任期等）

第1項 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第2項 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

第3項 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

第4項 役員は、辞任または任期満了後においても、第16条に掲げる定数を欠く場合は、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第20条（欠員補充）

役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

らない。

第21条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに当たったときは、運営委員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第22条（報酬）

役員の報酬およびその変更は運営委員会の議決を持ってこれを決めなければならない。

第4章 会議

第23条（会議の種類）

当団体には次の会議を設置する。

- (1) 運営委員会
- (2) 役員会
- (3) 定例会
- (4) 連絡会議

第24条（運営委員会付議事項）

第1項 当団体の運営委員会は、正会員を持って構成し、年に1回実施するものとする。

ただし必要があるときは臨時に開催できるものとする。

第2項 運営委員会は次の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び会計報告の承認
- (2) 事業計画及び予算案の承認
- (3) アドバイザー及び監事（役員）の選任又は解任、職務及び報酬の変更
- (4) 団体規約・理念・行動指針の変更
- (5) 解散
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) 合併
- (8) その他当団体の運営に関する重要事項

第3項 運営委員会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第4項 運営委員会の議事に関しては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数および出席者数（表決委任者がある場合、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

第25条（事業報告書及び会計報告書）

事務局は毎事業終了後6月に事業報告書、会計報告書を作成し、監査を経て運営委員会の承認を

えなければならない。

第26条（事業年度）

当団体の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第27条（役員会付議事項）

第1項 役員会は役員をもって構成する。

第2項 役員会は毎月実施するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催・変更・中止することができるものとする。

第3項 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告書案及び会計報告書案の作成
- (2) 事業計画書案及び収支予算案の作成
- (3) 会費の変更
- (4) 資産の管理およびその方法
- (5) 運営委員会に付議すべき事項
- (6) 運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 事務局の組織及び運営（運営委員および事務局長の任命）
- (8) その他運営委員会の議決を要しない業務の執行に関する事項（各規程・規則の変更）

第28条（定例会付議事項）

第1項 定例会は役員と運営委員をもって構成する。

第2項 定例会は毎月実施するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催・変更・中止することができるものとする。

第3項 定例会は事務局だけでは決議できない事項の決議および事務局の円滑な運営に寄与し、役員会での決議内容を共有・伝達する場とする。

第29条（連絡会議付議事項）

第1項 連絡会議は運営委員をもって構成する。

第2項 連絡会議は毎週実施するものとする。ただし必要があるときは臨時に開催・変更・中止することができる。

第3項 連絡会議は各事業の企画及び執行に寄与し、運営委員同士の情報共有の場とする。

第5章 事務局

第30条（構成）

第1項 事務局は、役員会で任命する個人（以下、運営委員という）をもって構成する。

第2項 事務局には役員会の議決により任命する事務局長を1人置く。

第3項 事務局長は、事務局の業務を総理する。

第31条（運営委員の資格）

運営委員になるための資格は次の事項とする。

- (1) 当団体の理念を理解し、賛同できる者
- (2) 会議等、団体運営の為に集まりに積極的に参加できる者
- (3) 団体運営のために当団体と連絡を頻繁にとれる者
- (4) 書類及び面談にて適任と認められた者
- (5) 事務局の業務にて知りうる個人情報について、当団体が別に定める個人情報保護方針に同意できる者

第 32 条（運営委員の任命）

第 1 項 運営委員になろうとする者は、当団体が別に定める申込書に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

第 2 項 役員会は本規約の第 31 条を満たした者の中から任命する。

第 33 条（業 務）

事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計
- (2) 会員管理
- (3) 長崎市内の国際協力・ボランティア活動に関する情報の収集、発信およびその統括
- (4) 広報
- (5) 渉外
- (6) ウェブサイト・SNS の管理および運営
- (7) 事務ボランティア受け入れ
- (8) 海外支局員との連絡
- (9) 特別プロジェクトの運営
- (10) その他、役員会の議決により定めた業務

第 34 条（小委員会）

第 1 項 事務局内に、運営委員複数名で構成される小委員会（特別プロジェクト）を設置することができる。ただし、設置する際には、運営委員会の承認を要する。

第 2 項 前項により設置された小委員会、役員会の承認を得た部長を 1 人置く。

第 3 項 部長は、特別プロジェクトの業務を総理する。

第 4 項 小委員会での特別プロジェクト開始後の意思決定に関わる部分については、役員会での承認を得なければならない。

第 5 項 小委員会の一般プロジェクトへの昇格および、解散は運営委員会の承認を得なければならない。

第 6 章 資産および会計

第 35 条（資産の構成）

当団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品

- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

第 36 条（資産の管理）

当団体の資産は役員会が管理し、その方法は役員会において別に定める。

第 37 条（事業計画および予算）

当団体の事業計画書案およびこれに伴う収支予算案は、毎事業年度終了後、速やかに、役員会が作成し、監事の監査を受け、運営委員会の議決を経なければならない。

第 38 条（暫定予算）

第 1 項 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

第 2 項 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 39 条（特別会計の設定および使用）

第 1 項 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算外に特別会計を設けることができる。

第 2 項 特別会計を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

第 40 条（予算の追加および更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第 41 条（活動報告および決算）

第 1 項 当団体の事業報告書、会計報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、役員会が作成し、監事の監査を受け、運営委員会の議決を経なければならない。

第 2 項 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 42 条（会計年度）

当団体の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 規約の変更、解散および合併

第 43 条（団体規約・理念・行動指針の変更）

当団体が団体規約・理念・行動指針を変更しようとするときは、運営委員会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 44 条（解 散）

第 1 項 当団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 運営委員会の決議

- (2) 目的とする活動の不履行
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

第 2 項 前項第 1 号の事由により当団体が解散するときは、運営委員会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 44 条（残余財産の帰属）

当団体が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、運営委員会の議決による。

第 45 条（合併）

当団体が合併しようとするときは、運営委員会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 8 章 雑則

第 46 条（細則）

この規約の施行について必要な細則は、役員会の決議を経てこれを定める。

第 47 条（施行日）

本規約は 2016 年 6 月 20 日から施行する。